

中小企業省力化投資補助事業 (カタログ注文型)

省力化製品・製造事業者登録申請の手引き

2024年4月25日版
2025年12月19日改訂

本手引きは省力化製品の登録を行う製造事業者に向けた、登録申請にあたっての注意点や手続きを記載しております。
登録申請にあたっては本手引きとあわせて
本事業の「省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領」をよくご確認の上、申請を行ってください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

1. 補助事業の概要

- 1. 本事業の概要 [P.4](#)
- 2. 【中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)】
事業全体の流れ [P.5](#)
- 3. 製品・製造事業者登録の流れ [P.6](#)

2. 製品・製造事業者の登録

- 1. 製品登録要件 [P.8](#)
- 2. 製造事業者の登録要件 [P.11](#)
- 3. 省力化製品の登録単位について [P.13](#)
- 4. 本事業における省力化製品本体価格について [P.17](#)
- 5. 本事業における導入・設定費用について [P.18](#)
- 6. 製品の置き換えについて [P.20](#)

3. 提出書類

- 1. 提出書類一覧 [P.22](#)
- 2. 提出書類 | 製品に関連する書類 (工業会提出用) [P.23](#)
- 3. 提出書類 | 製品に関連する書類 (事務局用) [P.24](#)
- 4. 提出書類 | 製造事業者の書類 [P.25](#)

4. 申請書の記入方法

- 1. ①製品審査申請書 (工業会用) 入力の仕方 [P.29](#)
- 2. ②製品審査申請書 (事務局用) 入力の仕方 [P.30](#)
- 3. ③納品実績報告書 入力の仕方 [P.33](#)
- 4. ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方 [P.35](#)
- 5. 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例 [P.36](#)

5. カタログ登録申請方法

- 1. カタログ登録申請方法 | アカウントとパスワードの設定 [P.42](#)
- 2. カタログ登録申請方法 | 製造事業者ポータルログイン [P.43](#)
- 3. カタログ登録申請方法 | 製造事業者ポータルトップページ [P.44](#)
- 4. カタログ登録申請方法 | 情報登録の仕方 [P.45](#)
- 5. カタログ登録申請方法 | 製品情報の確認 [P.50](#)
- 6. カタログ登録申請方法 | 製造事業者情報の確認 [P.50](#)

6. 改訂履歴

- 1. 改訂履歴 [P.52](#)

7. お問い合わせ

- 1. お問い合わせ [P.55](#)

中小企業省力化投資補助事業 (カタログ注文型)

補助事業の概要

◆本事業の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

◆事業名称

中小企業省力化投資補助事業（カタログ注文型）

◆補助対象事業

本事業の対象となる事業は以下とする。

事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業

◆補助対象者

人手不足に悩む中小企業等

主な要件

- ・ 中小企業等であること（個人事業主含む）
- ・ 人手不足の状態にあることが確認できること
- ・ 本事業の要件に合致する補助事業であること

※省力化製品を導入する場合でも、事業計画等の内容により省力化に資するものではないと事務局が判断した場合には、不採択とする。

※詳細な要件については、公募要領等で確認できます。

※交付申請においては、事務局に事前に登録された**省力化製品販売事業者と共同申請**が必要です。

※本手引きにおいて、

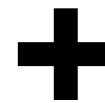
「応募・交付申請」のことを「交付申請」

「採択・交付決定」のことを「交付決定」といいます。

◆補助対象経費

以下のAおよびBの費用を合算したもの

A：省力化製品の本体価格



B：Aに係る導入設定費用

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入または借用に要する経費

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用(補助額は、製品本体に対する補助額の2割が上限)

◆補助率および補助上限額

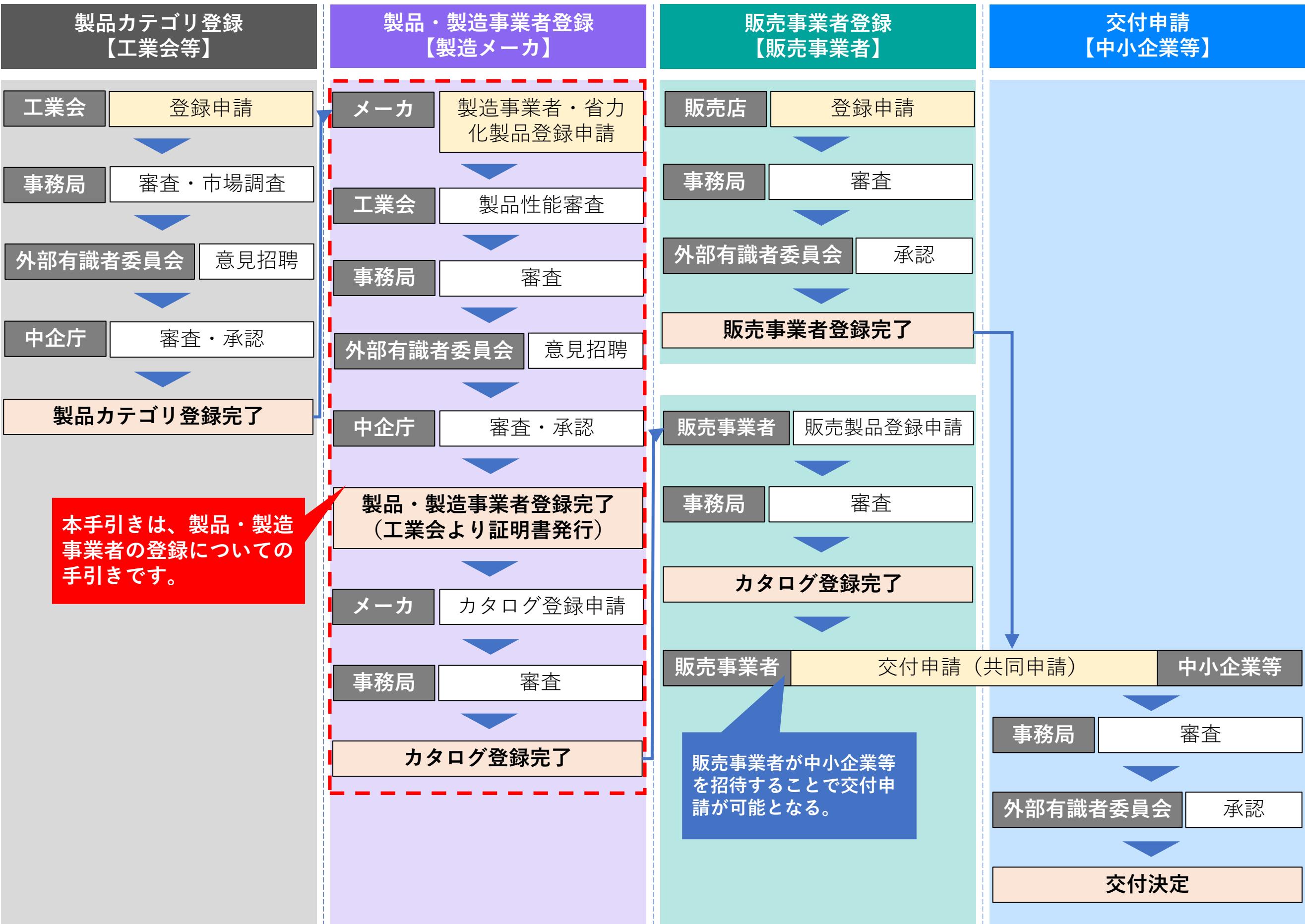
補助率および補助上限額は以下の通り。

なお、補助上限額について、大幅な賃上げ（*）を行う場合は、表中括弧内の額に引き上げ。

従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合)
5人以下	1/2以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円 (750万円)
21人以上		1,000万円 (1,500万円)

*「大幅な賃上げ」とは、交付申請時と比較して、補助事業終了時に以下の2点を満たしていることをいう。

- ・ 事業場内最低賃金を45円以上増加させること
- ・ 給与支給総額を6%以上増加させること



製造事業者
(メーカー)

工業会

事務局

外部有識者委員会・中企庁

◆製品・製造事業者登録の流れ

製造事業者の登録申請は、初回の製品登録時のみ。
(1度登録完了されたら、2回目以降の申請は不要)

製造事業者・省力化製品
登録申請

- 申請書類-
製品審査
申請書
一式
- 添付書類-
製品・製造
事業者に関
する書類

再提出

内容修正

製造事業者登録通知完了

製品・製造事業者登録完了

◆カタログ登録の流れ

カタログ登録申請

製品カタログ登録完了

製品性能審査

- 申請書類-
①製品審査
申請書
(工業会用)

不備差し戻し

証明書発行

申請要件審査

- 申請書類-
②製品審査
申請書
(事務局用)
- 申請書類-
④省力化製
品製造事業
者登録申請
- 添付書類-
履歴事項全
部証明書
…等

不備差し戻し

製造事業者登録通知

カタログ登録申請用
アカウント発行

内容確認

製品カタログ登録完了通知

製品・製造事業者承認

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

製品・製造事業者の登録

(1) 基本的事項

①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外縁が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。

②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。

③申請単位について、原則として型番ごとに製品登録を行っていること。ただし、製品型番が異なる場合でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、1つの製品として登録することが可能である。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること(※)。

当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。

※パッケージに含まれる各構成要素を取捨選択して交付申請することは認められず、製品登録された内容通りに全ての構成要素を含めて導入することが補助金交付の要件となるため、中小企業等にとっては必ずしも必要でない構成要素が含まれることの無いように十分な検討を行うこと。実績報告で提出された請求書等において、登録された構成要素が全て導入されていることを確認できない場合は補助金が交付されない場合がある。また、現地調査において、登録された構成要素が全て導入されていることを確認できない場合は、交付決定の取消となる場合がある。※製品登録・交付申請時の納品書等に記載の項目が、パッケージに含まれる各構成要素の品目名と一致していることが要件となる。また、パッケージに含まれる全構成要素に対して財産処分の制限が及ぶことに留意すること。

※異なる製造事業者が提供する構成要素を1つのパッケージに含めて登録の申請を行う場合は、工業会等が各製造事業者の申請内容の取りまとめを行った上で事務局に提出する必要がある。この場合、当該パッケージを取り扱う販売事業者が、(4)に記載する製品に対する納入・保守・サポート等の支援を一括して行う必要がある。

詳しくは、後述の「2-3 省力化製品の登録単位について」を参照

④単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体では稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること。

※一部の構成要素が故障等で機能を失った場合は、パッケージに含まれる全構成要素について財産処分の承認申請を行い補助事業を廃止するか、補助事業を継続するために代替品を導入するかのいずれかの対応が必要となる。

⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。

⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。

⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を1社以上有していること。

登録申請時に「納品実績報告書」において、1社以上の実績の報告が必要となります。

⑧税法上の機械設備又は器具備品であること。

(2) 製品性能及び価格に関する事項

①当該製品が属する製品カテゴリにおいて利用が想定される中小企業等の代表的な業種で設定されている省力化指数にしたがって省力化の効果を算出し、いずれか一つ以上がその効果が設定されている基準値を上回ること。

②製品本体の価格は50万円以上であること。また、本補助金の補助上限金額に比して著しく高額のものでないこと。

③製品登録時に提出する納品実績価格は経済的合理性があり、市場価格を逸脱していないこと。また、登録後に、提出した納品実績価格が他の納品実績と著しく乖離していることが発覚した場合は、製品の登録を取り消すことがある。なお、既に登録されている製造事業者が発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1超を所有されている事業者においては、当該資本関係を示す証憑を提出することで当該製造事業者の納品実績を自社の納品実績であるとみなして扱うことができる。

価格についての詳細は詳しくは、後述の「2-4 本事業における省力化製品本体価格について」を参照

(3) 供給体制に関する事項（製造事業者により以下の体制が整えられていること。）

(ア) 量産体制が確保されている又は在庫が一定数確保されているなど、供給・生産体制が整備されており、中小企業等への納入が遅滞なく行える。具体的には、売買の発注が行われてから12か月以内に納品・検収・支払いを完了して本補助金の実績報告を行える程度の納入期間に抑えられる。

(イ) 本事業を適切に実施するために、サプライチェーンの信頼性や持続可能性確保に向けた、調達及び供給の現状把握や安定供給の体制構築等に向けた取り組みが行われている。

(4) 保守・サポート体制に関する事項（製造事業者により以下の体制が整えられていること。）

(ア) 登録申請を行う省力化製品が生産性向上、省力化に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行う。具体的には、納入先として想定される地域に省力化製品の保守・サポート体制を構築し、補助事業者が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。

(イ) 上記の保守・サポート体制を有していることを証明する資料を提供するとともに、処分制限期間内に運用障害等が発生した場合は販売代理店も含め保守・サポート等を提供することを宣誓すること。

(ウ) 上記の保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨をカタログ登録申請時に記載すること。

※前項(1)③末尾に記載した、異なる製造事業者が提供する構成要素を含んだパッケージについては、販売事業者が一括して中小企業等に対して保守・サポート等を行うものとし、各製造事業者は自身が提供する構成要素に関しての保守・サポートを販売事業者に対して行うものとする。

（５）サイバーセキュリティに関する事項（中小企業庁と業所管庁にて協議の上、サイバーセキュリティ上の対策が必要と判断された製品カテゴリについては、カタログ登録申請時に以下の対応を行うこと。）

（ア）「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における適合基準である★1～★4のいずれかを取得すること。

（イ）カタログ登録申請時に、（ア）を満たすことを示す資料を提出すること。

（参考）セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）について（独立行政法人情報処理推進機構HPより）

（<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html>）

（６）省力化製品に関して対象外となる要件

①製品が完成されておらず、開発が必須となると想定されるもの。

②ソフトウェアのみであり、それ専用の製品等を必要としないもの。

③恒常的に利用されないことが想定されるもの。（緊急時等の一時的利用が目的であったり、生産性向上への貢献度が限定的であったりするもの）

④製品単体で省力化を図るものではなく、他の製品等の使用と組み合わせない限り業務の効率化、省力化に資さないもの（当該製品の周辺機器等の構成要素が製品本体と一体不可分であるものや、当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することでさらなる省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる）。

⑤省力化を図るものではなく、付加価値向上にのみ資するもの。

⑥本補助金の補助上限額を鑑みて著しく高価であるものや、50万円未満の製品。

⑦既存の製品等の機能を拡張する又は性能を向上する目的で使用されると想定されるもの。

⑧製品単体でビジネスが成り立ち、人手による業務の効率化や負荷低減につながるものではないもの。

⑨販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されることが想定されるもの。

⑩公序良俗に反すると審査する工業会等、事務局又は中小企業庁が判断するもの。

⑪その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと審査する工業会等、事務局又は中小企業庁が判断するもの。

(1) 基本的事項

- ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、国内で事業を営む法人であること。
- ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うことがある。調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合登録が取消されることに同意すること。

(2) 経営基盤に関する事項

登録期間中、製品の生産を継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること。

(3) 供給・サポート体制に関する事項

登録した省力化製品のそれぞれについて、省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領（以下「登録要領」という。）3-2. (3) (4)に規定する供給・サポートが行える体制を確保すること。受注状況の予期せぬ変動によりこれを満たすことができないと判断する場合は、体制が回復するまで事務局へ連絡を行いカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講じること。

(4) 事業実施時等の対応に関する事項

- ①本事業の公募要領等に記載の内容を遵守することができること。
- ②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（登録要領「3-4. 申請書類及び留意事項」参照）を必ず提出すること。
- ③工業会等及び事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。
 - (ア)本事業における審査、選考、事業管理のため
 - (イ)本事業実施期間中、実施後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
 - (ウ)統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表するため
 - (エ)各種事業に関するお知らせのため
 - (オ)法令に基づく場合
 - (カ)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
 - (キ)事務局、国及び中小機構が本事業の遂行に必要な手続き等を行うために利用する場合
- ④本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先は、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。特に、登録済の省力化製品に変更が生じた場合は、変更申請を行うこと。
- ⑤本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、省力化製品の導入を検討する事業者からの問合せに対応する等、補助事業の周知活動に取り組むこと。
- ⑥補助事業を遂行する上で、補助事業者（中小企業等）及びその他の事業者との間に発生する係争やトラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、補助事業者（中小企業等）及びその他の事業者間で対応し、解決すること。
- ⑦登録を行った製品について、効果報告期間において、補助事業者により報告された省力化指数に基づく効果が、正当な理由無く当該製品カテゴリの省力化基準を下回っている申請が多数見られる場合は、省力化製品の登録取消や製造事業者の登録取消となる場合があることに同意すること。
- ⑧本事業にかかる政策評価のため、販売開始以降（5年以上前の場合は5年前から）から効果報告期間の省力化製品の製造個数・売上額、及び経営状況に関する指標（決算書記載の事項）を提出することに同意すること。
- ⑨今後、本登録要領に条件が追加された場合、既に登録された省力化製品についてもその条件を満たしているかを事務局にて確認し、満たしていない場合は登録取消になる場合があることに同意すること。

◆登録申請の単位について

- (1) 製品の登録申請は、製品が単体で稼働でき、省力化効果が発揮できる最低限の単位で登録を行ってください。
(省力化効果に関連しないシステムや周辺機器等を含めることは認められません。)

当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するもの、あるいは置き換え可能となる機能・性能を有するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録することが必要となります。

ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。

製品の登録申請にあたって、それら周辺機器等の構成要素についてはすべて、数量も含めて「製品の明細」に記入する必要があります。

《記入例：②製品審査申請書（事務局用）「製品の明細」（システム・周辺機器がない）スチームコンベクションオープンの場合》

製品の明細(★)	(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。
	スチームコンベクションオープン×1	

「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

※「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や実地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、補助金が交付されない場合があります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

※「製品の明細」に記載した内容において、省力化性能に係る内容でないと事務局が判断する場合は、当該項目から除いて再度、登録を行っていただきます。（NGの例：省力化性能に関わらない什器や設定のためのPC、タブレット、スマートフォン 等）

※「【A】製品本体にあたるもの」及び「【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等」で登録した個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。実績報告時において、交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金の交付ができません。また、実地検査において交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定取消となります。ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

《記入例：②製品審査申請書（事務局用）「製品の明細」（システム・周辺機器がある）自動精算機の場合》

製品の明細(★)	【A】製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。 自動精算機×1	【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。 <input type="checkbox"/> 対象なし バーコードリーダー×1 釣銭機（紙幣）×1 釣銭機（硬貨）×1

《【A】製品本体にあたるもの》

- ◆製品本体にあたるものを【A】に入力してください。
- ◆省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。
- ◆原則、製品本体の数量は1になると想定しておりますが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は、製品・製造事業者審査申請書にある②製品審査申請書（事務局用）のシートおよび③納品実績報告書のシートの製品本体の数量を2以上で入力し、申請を行ってください。
- ◆本体にあたる項目は1つのみで、複数の項目を指定することはできません。

《【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等》

- ◆①【A】製品本体単体では稼働しない場合又は省力化効果を発揮しない場合／②置き換えが可能な機能・性能を有する場合／③当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することで更なる省力化効果を発揮する場合については、その構成要素となるシステムや周辺機器等をすべて【B】に入力してください。
- ◆省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

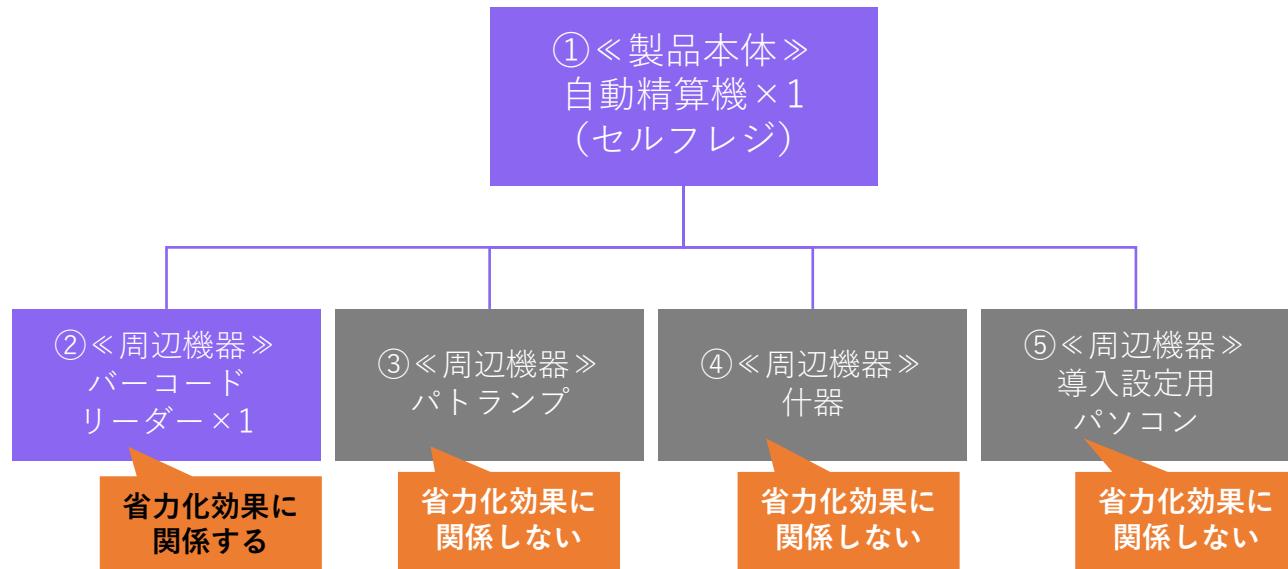
「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

※「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や実地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、補助金が交付されない場合があります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

※「製品の明細」に記載した内容において、省力化性能に係る内容でないと事務局が判断する場合は、当該項目から除いて再度、登録を行っていただきます。（NGの例：省力化性能に関わらない什器や設定のためのPC、タブレット、スマートフォン 等）

※「【A】製品本体にあたるもの」及び「【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等」で登録した個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。実績報告時において、交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金の交付ができません。また、実地検査において交付申請時の個数（製品登録時の個数）が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定取消となります。ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

《自動精算機の事例》



- ◆①と②の内容を登録申請
- ◆①は原則製品カテゴリ名が製品本体となる。
原則、製品本体の数量は1になるが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、本体と周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は、製品・製造事業者審査申請書にある②製品審査申請書（事務局用）のシートおよび③納品実績報告書のシートの製品本体の数量を2以上で入力し、申請を行ってください。2以上の入力パターンにも当てはまらない場合は、別途申請フォーマットを準備いたしますので事務局までお知らせください。
- ◆本体、バーコードリーダーについては「製品の明細」に記載。（記入方法については、「②製品審査申請書（事務局用）入力の方法」を参照）

（2）可動扉の違いや色違いなど、省力化効果および価格が同じであれば1つの製品として登録することも可能です。

製品型番が異なる場合でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、1つの製品として登録申請が可能です。その場合、製品・製造事業者登録申請時において、「製品型番」の項目については、以下の例のように記載してください。また、一度製品を登録した後でも、省力化効果及び製品本体価格が同一であれば、事務局への変更申請を行うことで製品型番を追加することができます。

（なお、カタログの「製品型番」の項目についても以下のように表示されます。）

例)

社名:	AA商事
型番:	AA-002,AA-003,AB-004,BA-005

◆製品登録に関する付属品についての確認事項

《Question1》

製品本体には付属品がつくことが一般的であり、その数は補助事業者によって異なります。どのように製品登録をすればよいでしょうか。

《Answer1》

本体製品に付属品がある場合、納品実績等を踏まえて、適切な単位・構成で製品登録をお願いいたします。

例えば、製品本体に付属品aをつけることが一般的であり、かつ、付属品aが1個～15個導入されることが想定され、販売実績が多い付属品aの個数が0個、1個、5個、7個、10個の場合、下記①～⑤のように製品登録をすることが可能です。

個数の定め方は一例であり、製品製造事業者において納品実績等を踏まえて決めることができます。また、同じ製品を複数の単位・構成パターンで登録することも可能です。

- ①製品本体＋付属品a 0個
- ②製品本体＋付属品a 1個
- ③製品本体＋付属品a 5個
- ④製品本体＋付属品a 7個
- ⑤製品本体＋付属品a 10個

なお、この場合において、例えば「製品本体＋付属品a 6個」を導入したい事業者がいた場合「②製品本体＋付属品a 5個」を本補助事業で導入し、「付属品a 1個」については別途自費で負担の上、導入することが可能です。

また、(1) 製品本体価格 (2) 導入に要する費用 (導入経費) の2つが補助対象経費になりますが、付属品は (1) 製品本体価格に含まれます。個数の定め方が多岐にわたる等、製品単位・構成の定め方に困る場合は柔軟に対応いたしますので、個別に事務局までご相談ください。

《Question2》

機械装置等と、その機械装置等の制御・運用管理するために必要なソフトウェア・情報システム等がある場合においてソフトウェア・情報システム等の製造事業者が異なる場合 (自社の開発でない場合)、どのように製品登録や申請を行えばよいでしょうか。

また、その場合の保守・サポート体制についての要件を教えてください。

《Answer2》

本補助金では、情報システム等ソフトウェアのみの製品は登録の対象外になります。

そのため、機械装置等と密接不可分なソフトウェア・情報システム等を合わせて申請・登録をお願いいたします。

なお、製造事業者登録した事業者は、登録した製品について機器装置およびソフトウェア・情報システム等含めて製造事業者責任を負うこととなります。

保守・サポート体制について、本補助金に登録する製造事業者は、機械装置等とソフトウェア・情報システム等の両方について保守・サポート等の問い合わせ窓口を用意・準備する必要があり (共通の窓口でも可) HPや製品パンフレット等に明示的に問い合わせ先や保守・サポートの連絡先を記載することが必要です。

実際の保守対応業務については、保守の内容により調達先の事業者と連携することは問題ありません。

また、販売する製品の保証等の範囲については、ソフトウェア・情報システム等を含めて保証する内容であることが必要です。

機械装置等のみの保証に限定することや、ソフトウェア・情報システム等について、調達先の事業者と別途の保守サポートや保証契約等を取り交わすことを前提とした、内容については認められません。

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品本体 (専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入または借用に要する経費)	○	
2	製品を稼働させるために必要なシステム	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
3	製品を稼働させるために必要な周辺機器等	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
4	省力化効果に係る周辺機器等	○	製品申請時に「製品の明細」で申請が必要
補助対象外となる経費			
5	補助事業者の顧客が実質負担する費用が省力化製品代金に含まれるもの (補助事業者の売上原価に相当すると事務局が判断するもの)	×	
6	対外的に無償で提供されているもの	×	
7	中古品	×	
8	交付決定前に購入した省力化製品	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
9	公租公課(消費税)	×	
10	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品の設置作業費	○	人件費含む
2	省力化製品の運搬費	○	
3	省力化製品の動作確認費	○	
4	省力化製品のマスタ設定費	○	
補助対象外となる経費			
5	交付決定前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
6	過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用	×	
7	省力化製品の導入とは関連のない設置作業や運搬費、データ作成費用やデータ投入費用等	×	
8	省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等	×	
9	補助事業者等の通常業務に対する代行作業費用	×	
10	移動交通費、宿泊費	×	
11	委託・外注費	×	
12	補助事業者の顧客が実質負担する費用が導入設定費用に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの)	×	
13	交付申請時に金額が定められないもの	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象外となる経費			
14	対外的に無償で提供されているもの	×	
15	補助金申請、報告に係る申請代行費	×	
16	公租公課（消費税）	×	
17	事業所の電源工事費用	×	
18	省力化製品の導入における研修費用	×	
19	省力化製品の導入におけるコンサルティング費用	×	
20	保守サポート費	×	
21	保険、保証費	×	
22	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの	×	

※導入・設定費用については製品登録時に価格が指定されませんので、内訳については提出された実績報告の明細にて確認いたします。

◆製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指します。
「置き換えが可能となる機能・性能」のうち1点以上を有する製品への置き換えは交付申請が可能です。

≪「置き換えが可能となる機能・性能」の基準≫

恒常的に使用することが見込まれる機能・性能であり、当該機能・性能が追加されることによる、省力化効果を時間に換算し、一定期間（例：1日あたり、1回の動作あたり 等）において、定量的に省力化効果（1分、10分、1時間 等）を発揮していると分かることが基準となります。

既に所有する製品の置き換えであり省力化効果が得られない事業は補助対象外です。

「置き換えが可能となる機能・性能」を有している省力化製品は、製品カタログから確認できます。

≪「置き換えが可能となる機能・性能」の登録の流れ≫

置き換えが可能となる機能・性能については、申請する製品毎に機能・性能を有していることを申請し、工業会の審査・承認を経て登録が完了します。詳細は申請書の記入方法をご確認ください。

〈置き換えが可能な製品カテゴリの確認方法〉

製品カタログのトップページから確認することができます。

置き換えが可能となる機能・性能

- #自動洗浄機能
- #ファン調整機能（スピード・回転 どちらか一方でも可）
- #複数調理機能

・ 飲食店のシェフがフライパンで調理していたものが、焼く、蒸す、煮る、炊く、炒めるなどの調理を全てスチームコンベクションオープンが担います。

・ 例えばローストビーフは、熟練の料理人が約2時間の間付き切りだったが、当該製品はボタンを押せば後は待つだけ。

スチームコンベクションオープンについて詳細を見る +

対象製品一覧を見る

〈置き換えが可能な製品の確認方法〉

PD-00000002

ベーシックスチームコンベクションオープン（2/3ホテルパン：5段）

型番 TGSC-5C(R/L)

製造事業者 タニコー株式会社

所属カテゴリ スチームコンベクションオープン

置き換えが可能となる機能・性能 ファン調整機能（スピード・回転 どちらか一方でも可）

<置き換えが可能となる機能・性能とは>
 当該機能・性能を有している製品は、置き換える対象製品となります。
 ※交付申請の際には上記の機能・性能のうち1点以上を新規に有する製品への置き換えのみが対象となります。

製造事業者の製品ページ

販売事業承認

製品カタログの「製品詳細」から確認することができます。

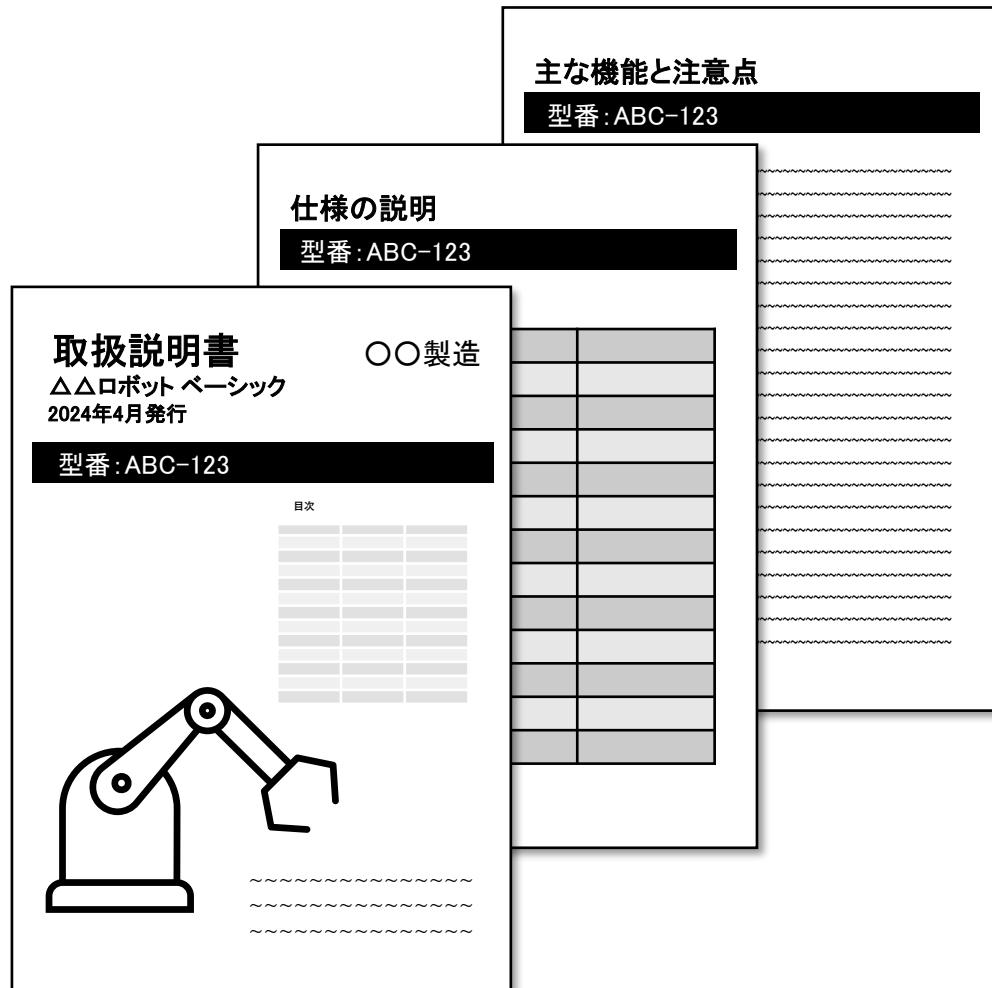
**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

提出書類

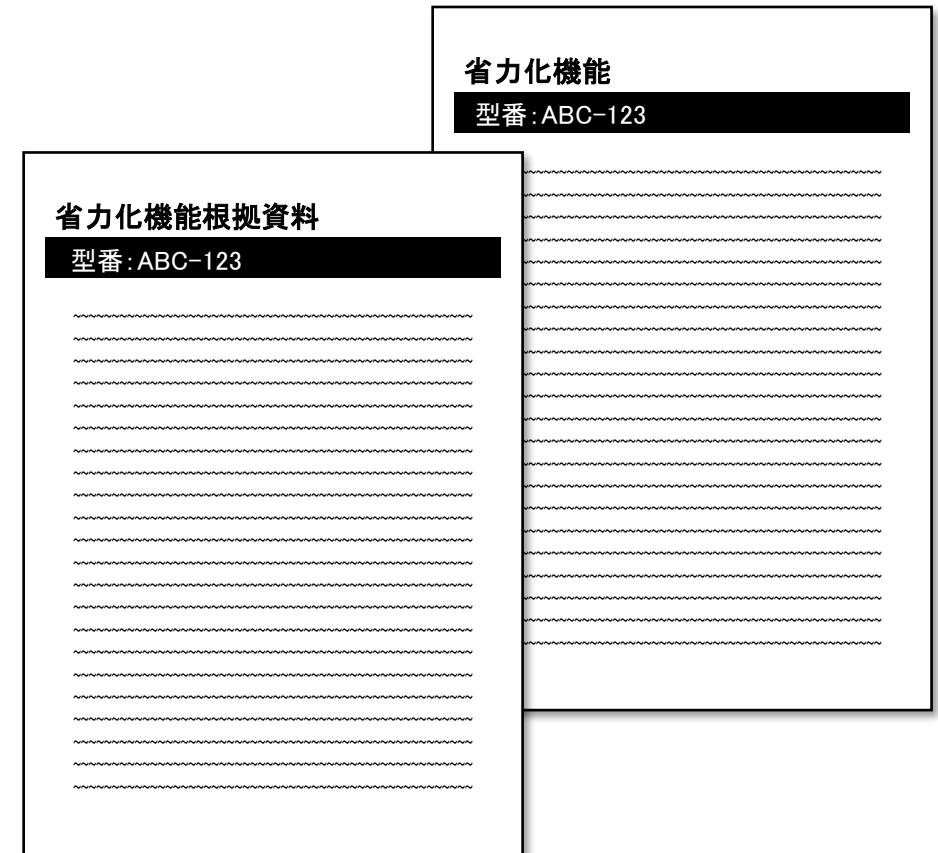
No	書類名	詳細	形式	頁
◆全般				
一	【指定書式】製品・製造事業者審査申請書	以下、①～④を入力の上、提出。 ①製品審査申請書（工業会用） ②製品審査申請書（事務局用） ③納品実績報告書 ④省力化製品製造事業者登録申請書	Excel	P29
◆製品に関連する書類（工業会提出用）				
1	当該製品の詳細が分かる資料	申請する業務領域が確認できるもの、プランごとの価格が確認できるもの、製品の仕様が分かるもの等	PDF	P23
2	省力化機能根拠資料	製品カテゴリごとに設定され、入力が必要となる省力化指数の数値の根拠となる書類 ※1の資料と重複する場合は提出不要	PDF	P23
3	追加で提出を求める場合がある書類	省力化製品の導入環境等／省力化製品の生産環境（生産工場、在庫等） ／マスターファイル類の詳細項目情報 等	PDF	P24
◆製品に関連する書類（事務局用）				
4	当該製品の納品実績を示す書類（納品書）	販売店等への納品実績が分かる書類 申請している製品と同一型番であることが確認できる証憑（納品書PDFなど）	PDF	P24
◆製造事業者の書類（5.6.7に関しては、初回の事業者申請時のみ提出要。2回目以降の別カテゴリでの登録申請時は提出不要）				
5	履歴事項全部証明書	発行から3か月以内のもの	PDF	P25
6	税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)	1期の決算を迎えた上で提出すること ※直販等で販売事業者として登録をする場合も、あらためて納税証明書の提出が必要	PDF	P25
7	決算書（貸借対照表及び損益計算書）	直近1期分の資料を提出すること	PDF	P26
8	保守・サポートが分かる資料	HPや営業資料等、納入先として想定される地域にサポート体制があることが分かる資料を提出すること	PDF	P26
9	≪販売総代理店が申請する場合≫ 当該海外メーカーの国内販売総代理店であることを示す書類	総代理店取引契約書などの書類	PDF	P27
10	登録済製造事業者との資本関係を示す証憑 ※適用の場合のみ提出	有価証券報告書・株主名簿など（登録済製造事業者に資本2分の1超を所有されていることが確認できる書類）	PDF	—

※提出は、電子データで工業会へ送付してください。（郵送では受付できません）

1. 当該製品の詳細が分かる資料



2. 省力化機能根拠資料



《確認事項》

- ・機能説明資料を提出すること
 - a. 汎用製品の場合、業務領域が確認できるもの（機能一覧、機能概要図、等）
 - b. 導入経費の場合、実施する業務内容や価格、実績単価が確認できるもの
- ・価格説明資料（価格が分かるもの）を提出すること
料金表、カタログ、プラン一覧等。（見積書は不可）価格申告についての理由書

(例)

機能一覧、機能構成図、機能概要、寸法・消費電力等のスペック一覧、導入工程表、写真付き仕様書など

《確認事項》

- ・①製品審査申請書（工業会用）において、入力が必要となる省力化指数等の数値の根拠となる書類を提出すること
 - ・複数の資料に及ぶ場合は全ての書類を提出すること
なお、資料が広範囲に及び、該当箇所が分かりにくい場合は、該当箇所が分かるように付箋等で分かるように補足すること
- ※「1. 当該製品の詳細が分かる資料」と内容が重複する場合は、提出不要

3. 追加で提出を求める場合がある書類

運用マニュアル
型番:ABC-123

生産環境・生産工場
型番:ABC-123

導入環境等について
型番:ABC-123

4. 当該製品の納品実績を示す書類

納品書

〇〇〇〇株式会社 御中
No 1234
納品日 2022/4/30

下記の通り、納品致します。

件名	XXXXXXXXプロジェクト
納期	2022/4/30
納品場所	
支払条件	月末締め翌月末払

△△△株式会社
〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1
〇〇ビル3階
TEL: 03-0000-0000
担当: 営業本部

合計 154,000円 (税込)

内容	数量	単位	単価	金額
サンプル1	1	個	10,000	10,000
サンプル2	1	個	10,000	10,000
サンプル3	1	個	10,000	10,000
サンプル4	1	個	10,000	10,000
サンプル5	1	個	10,000	10,000
サンプル6	1	個	10,000	10,000
サンプル7	1	個	10,000	10,000
サンプル8	1	個	10,000	10,000
サンプル9	1	個	10,000	10,000
サンプル10	1	個	10,000	10,000
サンプル11	1	個	10,000	10,000
サンプル12	1	個	10,000	10,000
サンプル13	1	個	10,000	10,000
サンプル14	1	個	10,000	10,000
			小計	140,000
			消費税	14,000
			合計	154,000

備考

《確認事項》

- 1~2の資料では省力化指数の説明が不十分であった場合に事務局が以下の資料を追加で求める場合があるため、必要に応じて提出すること
 - 省力化製品の導入環境等
 - 省力化製品の生産環境、生産工場、在庫等
 - マスターファイル類の詳細項目情報 等

《確認事項》

- 販売店等への納品実績が分かる「納品書」などの書類を提出すること
- 事業者名/製品名/製品型番/納入先事業者/納品日/納品額が明記されていること

※納品実績の有無を確認します。③納品実績報告書に入力した任意の1社の納品実績が分かる書類を提出してください。
(納品時期は問いません)

5. 履歴事項全部証明書

登記事項証明書記載例 2

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

会社法人等番号	0000-00-000000	
商号	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何年何月何日移転 何年何月何日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるための必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	何年何月何日設定 何年何月何日登記
会社成立の年月日	何年何月何日	
目的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務	
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 何年何月何日変更 何年何月何日登記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	

整理番号 エ072589 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/3

《確認事項》

- ・ 「履歴事項全部証明書」であること
- ・ 発行から3か月以内であること
- ・ すべてのページがそろっていること

6. 納税証明書（その1・その2）

別紙3 納税証明書(その2)・申告所得税用、申告所得税及復興特別所得税用

別紙2 納税証明書(その1)

納税証明書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)
氏名(名称)

税目	納付すべき税額		納付済額	未納税額	法定納期限等
	申告額	更正・決定後の額			
年度及び区分	円	円	円	円	

(備考)
○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

微管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日
税務署長
財務事務官

《確認事項》

- ・ 1期の決算を迎えた状態で提出すること
- ・ 納税証明書（その1 納税額等証明用）または（その2 所得金額用）であること
- ※（その3）（その4）や、領収書等は認められません
- ・ 税目が法人税であること ※消費税等は認められません
- ・ 直近分であること ※申請時点で取得できる直近分に限りです
- ・ 発行元が税務署であること

※直販等で販売事業者として登録をする場合も、あらためて納税証明書の提出が必要です

7. 決算書（貸借対照表及び損益計算書）

貸借対照表 (令和〇年〇月〇日) (単位:円)			
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	〇〇〇	I 流動負債	〇〇〇
現金及び預金	〇〇	支払手形	〇〇
受取手形	〇〇	買掛金	〇〇
売掛金	〇〇	短期借入金	〇〇
有価証券	〇〇	未払金	〇〇
商品	〇〇	前受金	〇〇
前払費用	〇〇	預り金	〇〇
短期貸付金	〇〇	前受収益	〇〇
II 固定資産	〇〇〇	II 固定負債	〇〇〇
(有形固定資産)	(〇〇〇)	社債	〇〇
建物	〇〇	長期借入金	〇〇
建物付属設備	〇〇	退職給付引当金	〇〇
機械装置	〇〇	負債合計	〇〇〇
工具器具備品	〇〇	(資本の部)	
(無形固定資産)	(〇〇〇)	I 資本金	〇〇〇
電話加入権	〇〇	II 資本剰余金	〇〇
ソフトウェア	〇〇	資本準備金	〇〇
(投資その他の資産)	(〇〇)	その他の資本剰余金	〇〇
出資金	〇〇	III 利益剰余金	〇〇
差入保証金	〇〇	利益準備金	〇〇
III 繰延資産	〇〇	別途積立金	〇〇
試験研究費	〇〇	当期末処分利益	〇〇
開発費	〇〇	資本合計	〇〇〇
資産合計	〇〇〇	負債・資本合計	〇〇〇

損益計算書 自令和〇年〇月〇日 至令和〇年〇月〇日 (単位:円)			
科目	金額		
営業損益の部	売上高		〇〇〇
	売上原価		〇〇〇
	売上総利益		〇〇〇
	販売費及び一般管理費		〇〇〇
	営業利益		〇〇
営業外損益の部	営業外収益		
	受取利息及び配当金	〇〇	
	その他の営業外収益	〇〇	〇〇
	営業外費用		
	支払利息	〇〇	
その他の営業外費用	〇〇	〇〇	
	経常利益		〇〇
特別損益の部	特別利益		
	固定資産売却益	〇〇	
	投資有価証券売却益	〇〇	〇〇
	特別損失		
	固定資産除却損	〇〇	〇〇
税引前当期純利益		〇〇	
法人税、住民税及び事業税		〇〇	
当期純利益		〇〇	
前期繰越利益		〇〇	
当期末処分利益		〇〇	

8. 保守・サポート体制が分かる資料

保証期間について

型番: ABC-123

保守対応について

型番: ABC-123

サポート体制ネットワーク

型番: ABC-123

《確認事項》

- ・直近1期分の「貸借対照表」と「損益計算書」の両方を提出すること
- ・登録期間中、製品の生産を継続して行えることが可能か判断するに足る十分な経営基盤を有しているかを確認します

《確認事項》

- ・HPや営業資料等に掲載のある組織体系図や事業所一覧など、納入先として想定される地域に保守サポート体制があることが分かる資料を提出すること

※P.38に記載の下記項目を確認できる資料を提出すること
 製品名/製品型番/保守期間（無償または有償）/保守形態（定期保守、スポット保守）/サービス拠点・対応エリア（サービス拠点名、サービスエリア、サービス窓口、住所、電話番号、メールアドレス、保守URL、受付時間）/保守サービス手順（保守サービス入電から復旧までの手順・フロー概要）

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

申請書の記入方法

①製品審査申請書（工業会用）のシートは、審査担当の工業会が省力化指数等の製品性能や価格を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、当該製品カテゴリを担当する工業会より確認を行います。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙(工業会用)

社名:
型番:

1

省力化製品・省力化製品製造事業者 登録要領3-2. (2)に記載の要件について、弊社の提供する上記製品を下記の通り申請します。

分類

製品カテゴリ スチームコンベクションオープン

2

置き換えが可能となる省力化機能・性能

自動洗浄機能	<input type="text"/>
ファン調整機能(スピード・回転 どちらか一方でも可)	<input type="text"/>
複数調理機能	<input type="text"/>

3

省力化機能

棚数	<input type="text"/>	段	<input type="text"/>
洗浄作業時間※	<input type="text"/>	分	<input type="text"/>
天板サイズ	<input type="text"/>	サイズ	<input type="text"/>

※自動洗浄機能等による洗浄時間を除き、手作業にかかる時間を記載

4

根拠資料

添付資料②-1.	<input type="text"/>	(資料名)
添付資料②-2.	<input type="text"/>	(資料名)
添付資料②-3.	<input type="text"/>	(資料名)
添付資料②-4.	<input type="text"/>	(資料名)
添付資料②-5.	<input type="text"/>	(資料名)

※枠が不足する場合は適宜行を追加すること。

5

審査結果(工業会記載欄)	<input type="text"/>
工業会名	<input type="text"/>
担当者所属部署名	<input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
担当者メールアドレス	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>

※

1

■社名

・履歴事項全部証明書に記載の商号を転記してください。

■型番

・省略せずに申請する製品の型番を入力してください。可動扉の違いや色違いなど、省力化効果が同じであれば、製品型番が異なる場合でも、一つの製品として登録申請が可能です。「製品型番」の項目には、該当する型番をカンマ区切りでまとめて入力してください。
※申請毎に納品実績が求められます。マイナーチェンジ等で型番が細分化している事により納品実績が不足する場合は、複数の型番をまとめて申請することもご検討ください。ただし、色・形、省力化効果等が変わらず、価格が同一なものに限ります。

2

■製品カテゴリ

登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

3

■置き換えが可能となる省力化機能・性能

登録する製品が有する、省力化に資する機能・性能について、「あり」または「なし」をプルダウンメニューから選択してください。

4

■省力化機能

申請する製品の省力化機能等に関する情報・数値を入力してください。
※製品カテゴリごとに入力する項目は異なります。また、本数値の根拠となる資料を⑤の添付資料に追加してください。

5

■根拠資料

省力化機能・費用の根拠を示す資料を添付してください。ファイル名は「添付資料②-1. (資料名)」のように入力してください
※添付する資料が5点を超える場合、添付資料②-6.7.8…と附番をした上で、行数の追加をお願いいたします。

※

工業会にて使用しますので入力しないでください。

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「スチームコンベクションオープン」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
 ※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
 ※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙			
【スチームコンベクションオープン】 1 ← 未入力または適切ではない項目があります 1枚目			
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。			
○製造事業者の情報 ※法人番号検索サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ 2			
法人番号		事業者区分	
製造事業者番号※ (MK-数字8桁)	MK-	※初回登録の方：記入不要 ※2回目以降の登録の方：このカテゴリで製造事業者として登録済の場合は登録完了時に発行される「製造事業者番号」を入力してください。【④省力化製品製造事業者登録申請書】シートの入力が不要になります。	
事業者名(★)	0		
担当者所属		ふりがな 担当者氏名	
担当者連絡先	-	担当者 メールアドレス	
○製品の情報 3			
製品名称(★)			
製品型番(★)	0		
製品概要(★)	0文字/255文字		
製品の明細(★)	(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録する システムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。	
		<input type="checkbox"/> 対象なし	
製品URL(★)			
○所属カテゴリ情報			
所属カテゴリ	スチームコンベクションオープン		
○価格・費用情報			
◆製品価格（添付書類については別シート参照）			
製品納品価格の実績値	0	円 (税抜)	納入先 0
※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。		※【②納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。	

1 登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

2 ○製造事業者の情報

- ◆法人番号：国税庁 法人番号公表サイトにて確認した13桁の番号を入力してください。
- ◆事業者区分：プルダウンメニューから「製造事業者」または「販売総代理店」を選択してください。
- ◆製造事業者番号：申請する製品カテゴリにおいて初回の方は入力不要。2回目以降の登録の方は初回登録完了時に発行される「製造事業者番号（MKで始まる数字8桁）」を入力してください。「④製造事業者登録申請書」の提出が不要となります。
- ◇事業者名(★)：事業者名が正しく表示されているか確認してください。
- ◆担当者所属：担当者の所属を入力してください。所属がない場合は「-（ハイフン）」を入力してください。
- ◆担当者氏名：担当者の名前を入力してください。ふりがなもあわせて入力してください。（ふりがなはカタカナ入力不可）
- ◆担当者連絡先：日中に連絡の取れる担当者電話番号を入力してください。
- ◆担当者メールアドレス：日中に連絡の取れる担当者メールアドレスを入力してください。

3 ○製品の情報

- ◆製品名称(★)：登録する製品名称を省略せずに入力してください。
- ◇製品型番(★)：製品型番が正しく表示されているか確認してください。
- ◆製品概要(★)：登録する製品の概要、保守サポート対象地域を入力してください。

※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨を製品概要に記入してください。

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「スチームコンベクションオープン」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
 ※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
 ※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙			
【スチームコンベクションオープン】 未入力または適切ではない項目があります 1枚目			
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。			
○製造事業者の情報 ※法人番号検索サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/			
法人番号		事業者区分	
製造事業者番号※ (MK-数字8桁)	MK-		<small>※初回登録の方：記入不要 ※二回目以降の登録の方：このカテゴリで製造事業者として登録済の場合は登録完了時に発行される「製造事業者番号」を入力してください。【②省力化製品製造事業者登録申請書】シートの入力が不要になります。</small>
事業者名(★)	0		
担当者所属		ふりがな 担当者氏名	
担当者連絡先	-	担当者 メールアドレス	
○製品の情報			
製品名称(★)			
製品型番(★)	0		
製品概要(★)	0文字/255文字		
製品の明細(★)	(A) 製品本体にあたるもの ※数量も入力が必要です。 ※複数の項目は指定できません。	(B) 製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等 ※数量も入力が必要です。	4
		<input type="checkbox"/> 対象なし	
製品URL(★)	5		
○所属カテゴリ情報			
所属カテゴリ	スチームコンベクションオープン 6		
○価格・費用情報			
◆製品価格（添付書類については別シート参照）			
製品納品価格の実績値	0	円 (税抜)	納入先 0
<small>※【②納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。</small>		<small>※【②納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。</small>	

4

○製品の情報

◆製品の明細(★)

以下の内容を必ずご確認の上、入力してください。

【A】製品本体にあたるもの

製品本体にあたるものを【A】に入力してください。省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

（申請書においては、数量1のものを念頭に置いております。原則、製品本体の数量は1になると想定しておりますが、省力化効果を発揮するために最低でも複数個の製品が必要であり、周辺機器等との個数の組み合わせが複数パターン存在し一様に決められない場合は、②製品審査申請書（事務局用）および③納品実績報告書の製品本体の数量を2以上で入力し、申請を行ってください。）

なお、本体にあたる項目は1つのみで、複数の項目を指定することはできません。

【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等

①【A】製品本体単体では稼働しない場合又は省力化効果を発揮しない場合/
 ②置き換えが可能な機能・性能を有する場合/③当該製品の周辺機器等の構成要素が存在することで更なる省力化効果を発揮する場合については、その構成要素となるシステムや周辺機器等をすべて【B】に入力してください。また、省力化効果を発揮するために最低限必要な数量を申請してください。

※入力方法の詳細については、本手引きの「省力化製品の登録単位について」でも記載しておりますので、ご確認ください。

5

○製品の情報

◆製品URL(★)

登録する製品の詳細が分かる自社WEBサイト等のURLを入力してください。

6

○所属カテゴリ情報

◆所属カテゴリ

登録する製品のカテゴリが正しく表示されているか確認してください。

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「スチームコンベクションオープン」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

②製品審査申請書（事務局用）のシートは、事務局が製品の登録要件及び製造事業者の申請要件、提出書類の不備等を審査するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。
 ※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）
 ※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙

【スチームコンベクションオープン】 未入力または適切ではない項目があります 1枚目

※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。

○製造事業者の情報 ※法人番号検索サイト
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

法人番号 事業者区分

0文字/255文字

製品の明細(★)

【A】製品本体にあたるもの
 ※数量も入力が必要です。
 ※複数の項目は指定できません。

【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等
 ※数量も入力が必要です。

対象なし

製品URL(★)

○所属カテゴリ情報
 所属カテゴリ スチームコンベクションオープン

○価格・費用情報

◆製品価格（添付書類については別シート参照）

製品納品価格の実績値	0 円 (税抜)	納入先	0
------------	-------------	-----	---

※【③納品実績報告書】シートの「平均納品金額」を表示。 ※【③納品実績報告書】シートの「納入先種別」を表示。

- 7 ○価格・費用情報
- ◆製品価格
- ◇「製品納品価格の実績値」
- 製品納品価格の実績値が正しく入力されているか確認してください。
 ※補助金を用いない通常の販売価格と必ずしも統一する必要は有りません。
 また、納品実績と著しく乖離していることが発覚した場合は不備として差し戻しを行います。
 ※③「納品実績報告書」に入力した内容が「製品納品価格の実績値」へ反映されます。
- ◇「納入先」
- 納入先が正しいか確認してください。
 ※③「納品実績報告書」に入力した内容が「納入先」へ反映されます。

中小企業省力化投資補助事業 製品審査申請用紙

【スチームコンベクションオープン】 2枚目

○宣誓事項

以下の内容に、同意の上、申請を行ってください。

省力化製品・製造事業者登録要領の「3. 登録時の要件及び留意事項」における以下のすべての要件に合致すること。

- ・「3-2 省力化製品の要件」
- ・「3-3 省力化製品に関して対象外となる要件」

- 8 <2枚目>
 登録する製品のカテゴリと一致しているか確認してください。

- 9 <2枚目>
 ○宣誓事項
 項目の内容を確認・同意いただき、を入れてください。

※申請用紙の記入例は製品カテゴリ「スチームコンベクションオープン」のものとなります。製品カテゴリによって記入項目が若干異なります。

③納品実績報告書のシートは、製品登録を行う製品の過去の販売実績を報告していただくための報告書です。
シートの内容について不備等があった場合には、事務局より後日調査を行う場合があります。
※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（水色の部分は自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

■納品実績報告書

この報告書は、登録申請を行う製品の過去の販売実績を申告していただくためのものです。
納品先事業者名、明細、数量、金額を報告してください。

(1)登録申請する製品情報
※納入先種別を選択してください。

事業者名	0	製品名	0
納入先種別		製品型番	0

(2)登録申請をする製品の費目明細
※本体と周辺機器等に費目を分けて入力してください。
※単価については、【(3)登録する製品納品実績】を基に自動計算されます。

製品の構成全体の平均納品金額					0	単位:円
No.	区分	製品の明細	数量	費目ごとの平均納品金額単価	構成全体の平均納品金額	製品の明細入力チェック
1	A					製品の明細 入力チェック 製品の明細が未入力です
1	B					
2	B					
3	B					
4	B					
5	B					
6	B					
7	B					
8	B					
9	B					
10	B					
11	B					
12	B					
13	B					
14	B					
15	B					

1

(1) 登録申請する製品情報

- ◇事業者名：「②製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。
- ◇製品名：「②製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。
- ◆納入先種別：プルダウンメニューから【直販（最終ユーザー）】または【中間卸売事業者】のいずれかを選択してください。
- ◇製品型番：「②製品審査申請書(事務局用)」で入力した内容と一致しているか確認してください。

2

(2) 登録申請をする製品の費目明細

- ◆製品の明細
- ◆数量
 - ・本体と周辺機器等に費目を分けて入力してください。
 - ・『②製品審査申請書（事務局用）』で記入する「製品の明細」と同じ同じ表記（×数量を除く）、数量を入力してください。
- ◆費目ごとの平均納品金額単価：【(3)登録する製品納品実績】を入力後に自動計算されます。
- ◆構成全体の平均納品金額：【(3)登録する製品納品実績】を入力後に自動計算されます。

④省力化製品製造事業者登録申請書のシートは、製造事業者の基本情報及び各種宣誓事項に示す要件を全て満たしていることを確認するための申請書です。シートの内容について、不備等があった場合には、事務局より確認を行います。（登録済のカテゴリでの2回目以降の登録申請の方は入力不要です。）

※原則、クリーム色の項目について入力をお願いいたします。（赤色の部分は、自動的に反映される項目のため、入力不要です。）

※★印の項目は製品カタログに掲載される情報として公開されます。

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品製造事業者登録申請用紙	
【スチームコンベクションオープン】 1枚目	
未入力または適切ではない項目があります	
※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます。	
○製造事業者の情報	
事業者名	0
所在地(★)	
事業者URL(★)	
法人番号	0 ※法人番号検索サイト https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
○保守・サポート体制の情報	
保守・サポート体制	
○宣誓事項	
以下の内容に、同意の上、申請を行ってください。	
省力化製品・製造事業者登録要領の「3. 登録時の要件及び留意事項」における以下のすべての要件に合致すること。 ・「3-1 製造事業者登録の要件」	<input type="checkbox"/>

1 登録する製品カテゴリと一致しているか確認してください。

2 ○事業者の情報
 ◇事業者名：事業者名が正しいか確認してください。
 ◆所在地(★)：本店の所在地を入力してください。
 ◆事業者URL(★)：事業者の概要や事業所等が確認できるWEBサイト等のURLを入力してください。
 ◇法人番号：法人番号が正しいか確認してください。
 ※法人番号公表サイトで事業者名を検索することで、法人番号を調べることが可能です。（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

3 ○保守・サポート体制の情報
 ◆保守・サポート体制
 登録する製品に対する保守およびサポート体制についての種別や実施内容、保守サポート対象地域を入力してください。
 ※保守・サポート体制を提供できる範囲が日本全国をカバーしていない場合、本補助金により省力化製品を中小企業等に販売する際は、その範囲内の事業所のみを納入先とし、その旨をこちらの項目に記入してください。
 (例)
 ・納入先として想定される地域のサポート体制ネットワーク
 ・保守・サポート等の保証期間
 ・センドバック保守/オンサイト保守
 ・アップデートやセキュリティ対策

4 ■宣誓事項
 項目の内容を確認・同意いただき、☑を入れてください。

No	項目 1	項目 2	審査での確認ポイント
②製品審査申請書（事務局用）			
1	製造事業者の情報	事業者区分	販売総代理店契約書について <ul style="list-style-type: none"> • 双方の署名または捺印を確認しています。 • 日本の販売において独占権を有しているかを確認しています。契約書内容から読みとれるものを用意してください。 • 日本語以外で取り交わされた契約書の場合は、和訳版と翻訳証明書（法人によるもの又は法務部等の監査を受けたもの）を合わせて提出してください。 • 契約書の抜粋ではなく全ページを提出してください。（墨消しは可ですが、審査上必要な部分は墨消し解除をお願いしています。） • 製造元である海外メーカーの決算書2期分を追加で提出し、また、和訳版も用意してください。（翻訳証明は不要です。）
2	製品の情報	製品型番	申請単位について <ul style="list-style-type: none"> • 複数製品を組合せて申請していないか確認しています。（製品の明細【B】に入るべきものが【A】に入っていないか、同じシリーズの複数製品をまとめて申請していないか等。原則1つの製品につき、1つの申請となります。同製品の色違い等はまとめて申請いただいて問題ありません。） OEM製品の場合について <ul style="list-style-type: none"> • OEM製品の登録申請をする場合は、製造受託等の詳細が確認できるOEM契約書・製造委託契約書等の証憑の提出を求めます。（メーカーからの製品の仕入・販売のみを行っている事業者は製造事業者と見做しておりません。） • 製品保証書を追加で求めることがあります。
3		製品概要	保守サポート地域の記載について <ul style="list-style-type: none"> • 保守サポート地域を必ず記載してください。（例：サポート地域：全国／サポート地域：九州・沖縄地区限定 など）
4		製品の明細【A】	製品の明細【A】について <ul style="list-style-type: none"> • 数量を必ず記載してください。「一式」ではなく「×1」と記載してください。 • 他社製品が含まれていないか確認しています。 • 製品の明細【B】に入るべきものが【A】に入っていないか、対象とならないものが混在していないか確認しています。
5		製品の明細【B】	製品の明細【B】について <ul style="list-style-type: none"> • 申請するカテゴリの定義を超えた付属品や、省力化機能を発揮するために直接的には影響しない付属品やオプション品などが含まれていないか確認しています。（対象外のため）

No	項目 1	項目 2	審査での確認ポイント
③納品実績報告書			
6	(1)登録申請する製品の費目明細	製品の明細A/B,数量	シート②の製品の明細【A】【B】と名称・数量が一致しているか確認しています。
7	(3)登録申請する製品納品実績	納品日	確認書類として提出された納品書と、記載された納品日が一致しているか確認しています。
8		納品先事業者名	<ul style="list-style-type: none"> 法人名が記載されているか確認しています。(店舗名のみ場合は法人名を確認いたします。) 任意の1社の納品実績が記載されているか確認しています。
9		数量／納品実績総額(税抜) [納品書に記載の額]	<ul style="list-style-type: none"> 納品書と数量・金額が一致しているか確認しています。 例1：納品書では単価40万×数量3台＝合計120万の場合、③納品実績報告書も同様に数量3、納品実績総額(税抜)[納品書に記載の額]120万円としてください。 値引きがされている場合、値引き後の納品実績金額が記載されているか確認しています。 (全体から値引きがされている場合は、【A】【B】からいくら値引きされているのかを納品書に補記等を行い、値引き後の金額を明らかにしてください。)
10	(提出資料)	納品書	<ul style="list-style-type: none"> 値引きがある場合はどの製品からいくら値引きしたのか補記等で明らかにしてください。 数量単位が「式」となっており、単品なのか他の費用が含まれているのかがわからない場合は補記等で明らかにしてください。 見積書は不可です。(取引前の証憑のため) 製品名・型番を確認できるようにしてください。枝番などが付いており、型番が完全一致しない場合は確認いたします。

No	項目 1	項目 2	審査での確認ポイント
④省力化製品製造事業者登録申請書			
11	製造事業者の情報	所在地	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書の本店所在地であることを確認しています。（支店や営業店の住所ではなく本店住所で申請してください。）
12	保守・サポート体制の情報	保守サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 保守サポート地域を必ず記載してください。（例：サポート地域：全国／サポート地域：九州・沖縄地区限定 など）
13	(提出資料)	保守・サポート体制が分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> 申告されたサポート地域が説明文書から読みとれるか確認しています。 サポート（保守や保証）の期間が補助金の交付後から効果報告期間までをカバーしているか確認しています。（自動延長の契約も可） サポート（保守や保証）の体制を確認しています。（自社で行っているか、委託しているか） サポート（保守や保証）の受付窓口が設けられているか確認しています。（サポート窓口業務を委託している場合は委託契約書を求めています。） サポート（保守や保証）のサービス内容を確認しています。（現在のサポート実態の確認。発生都度、委託している場合は委託契約書や作業依頼書・作業報告書などの現在のサポート実態を確認しています。） <p>保守体制資料に掲載されている項目一覧サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 製品名、製品型番 ➤ 保守期間（無償または有償） ➤ 保守形態（定期保守、スポット保守） ➤ サービス拠点・対応エリア（サービス拠点名、サービスエリア、サービス窓口、住所、電話番号、メールアドレス、保守URL、受付時間） ➤ 保守サービス手順（保守サービス入電から復旧までの手順・フロー概要）

No	項目	審査での確認ポイント
その他		
14	不備に対する追加資料について	顧客との間で実際に取り交わされている資料等で実態を確認しています。 指摘事項の回答をそのまま説明資料として作成し提出された場合は、実態が確認できないため認められない場合があります。
15	顧客に合わせたオーダーメイド製品について	原則、補助対象外です。 汎用品として販売実績のある基本セットのみを実績資料と合わせて申請することをご検討ください。

保守サポート体制が分かる資料の提出例（資料を複数提出することで必要な情報がすべて確認できる例）

例示の資料をすべて提出する必要はありませんが、申請する製品の製造メーカーとして保守サポート体制がどのようにとられているか分かるものを提出してください。

保守サポート体制図

SHORYOKUKA-ROBO 国内サポート体制

サービスセンターは全国10拠点
24時間365日お客様のお悩みをサポートします

- -サービス拠点-
- 北海道札幌市
- 宮城県仙台市
- 東京都千代田区
- 愛知県名古屋市
- 石川県金沢市
- 大阪府大阪市
- 岡山県岡山市
- 香川県高松市
- 福岡県福岡市
- 沖縄県那覇市

★ 修理拠点
栃木県小山市



その他全国20か所の販売拠点でも修理について
現地修理は地域のサービスを派遣します。
配送・持ち込み修理は小山工場で行います。

サービス拠点・対応エリア

窓口、住所（拠点）

保守サービス手順

保守サポート体制の確認事項が確認できる資料が用意できない場合、
保守サポート体制についての申告書を提出することも併せてご検討ください。

【保守サポート体制についての申告書】のひな形と書き方例はこちらよりダウンロードできます。

製品ごとの保守料金表

保守・点検契約料金表			保守料金		
製品名	機種・仕様	型番	1年	2年	スポット
aaa	*****	***-**12	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**13	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**14	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**15	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**16	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**17	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**18	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**19	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**20	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**21	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**22	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**23	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**24	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**25	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**26	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**27	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**28	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**29	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**30	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**31	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**32	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**33	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**34	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**35	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**36	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**37	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**38	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**39	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**40	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**41	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**42	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**43	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**44	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**45	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**46	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**47	30,000	50,000	10,000
aaa	*****	***-**48	30,000	50,000	10,000
bbb	*****	***-**49	30,000	50,000	10,000

製品名、型番

保守期間、保守形態

保証書

保証書	
品名・型番	
製造番号・保証番号	
保証期間	
ご住所	〒
お名前	(ふりがな)
連絡先	市外局番 ()
販売店	

製品名、型番

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

カタログ登録申請方法

製品の登録申請を提出し当該製品が登録完了した場合、本事業ホームページのカタログへ当該製品を掲載するための登録が必要となります。カタログの登録は「製造事業者ポータル」より行いますので、製品登録完了後本事業のポータルより送付されるアカウント発行メールにしたがってアカウントとパスワードの設定を行ってください。※手順については以下からのア～キを参照してください。

【中小企業省力化投資補助金】製造事業者ポータルアカウントのご連絡
 中小企業省力化投資補助金事務局 > noreply@shoryokuka.smrj.go.jp
 宛先：kenbaiki-tantou@*.com

製造事業者申請番号：MK-00001341
 カテゴリ：券売機
 省力化券売機製造事業者株式会社 様

製造事業者ポータルのアカウントをご連絡いたします。
 ログインID：aabcdefg ← ログインID

以下のURLからパスワードの設定をお願いいたします。
<https://shoryokuka.xx.xx.jp/パスワード設定用URL>

※パスワード設定URLの使用期限は7日間です。期限が切れる前に必ずパスワードの設定を行ってください。

===== SAMPLE =====

【お問い合わせ先】
 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
 TEL：0570-099-660
 [IP電話専用回線] 03-4335-7595
 受付時間 9:30~17:30（土・日・祝除く）
 ※電話番号はお間違いなくお願いいたします。
 ホームページ：https://shoryokuka.smrj.go.jp/
 =====

ア



ア

事務局から「製造事業者ポータルアカウントのご連絡」という件名でアカウント発行メールを担当者アドレス宛へ送信します。

イ

イ

「パスワード設定用URL」をクリックしてください。

「パスワード設定用URL」にアクセスすると下記のような画面になっていますので、初回パスワードの設定を行ってください。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

パスワード設定

パスワード設定対象のログインID：aabcdefg

新しいパスワード

※パスワードは半角英数を含めた10文字以上で入力ください。

新しいパスワード（確認）

設定

ウ

アカウント発行メールに記載されているログインIDが表示されているか確認してください。

エ

新しいパスワードを設定してください。
 パスワードは半角英数を含めた10文字以上で設定してください。

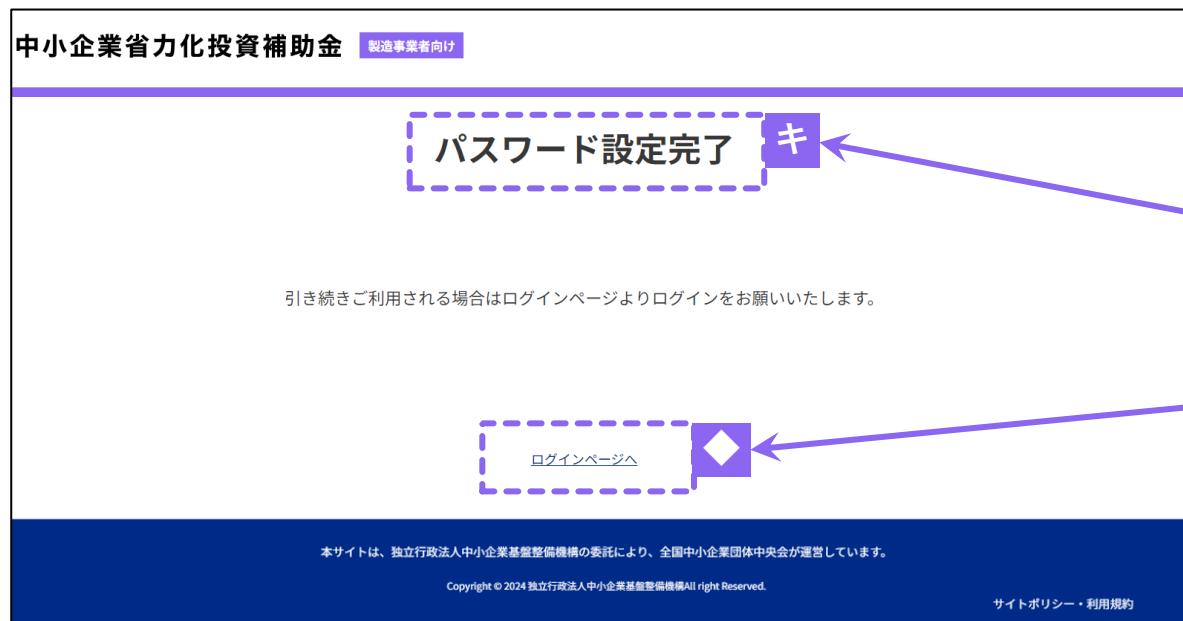
オ

設定したパスワードをもう一度入力してください。

カ

パスワードを入力したら「設定」を押下してください。
 「設定」を押下すると、パスワード設定完了画面へ遷移します。

パスワード設定完了画面が表示されたらパスワードの設定は完了です。
引き続きカタログ申請を行う場合は、「製造事業者ポータル」へログインを行いカタログ申請の入力をお願いいたします。



キ 画面遷移後、設定完了の文字が表示されていればパスワード設定は完了です。

◆ 引き続きカタログ申請を行う場合は、「ログインページへ」を押下してください。製造事業者ポータルのログイン画面へ遷移します。
(押下後はP.44のログインページ参照)

カタログへ掲載する製品の登録申請は「製造事業者ポータル」から行います。カタログ登録申請入力ページまでは以下からの1～7の順に進んでください。



1 中小企業省力化投資補助金ホームページのカタログ注文型トップ画面からログインを行う場合は画面右上の「🔒 ログイン」を押下してください。

2 「🔒 ログイン」を押下すると、すぐ下のエリアにメニューが展開されますので、「🔒 製造事業者ポータル」を押下してください。

【製造事業者ポータルURL】

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/mportal/login>

「製造事業者ポータル」のログイン画面をお使いのブラウザにブックマーク登録しておくと、次回以降アクセスしやすくなり便利です。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

中小企業省力化投資補助金申請システム

製造事業者ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードをお忘れの方はこちら

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイトポリシー・利用規約

3 事務局から発行されたログインIDとご自身で設定したパスワードを入力してください。

4 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。押下後は製造事業者ポータルトップページへ遷移します。

【製造事業者ポータルURL】

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/mportal/login>
「製造事業者ポータル」のログイン画面をお使いのブラウザにブックマーク登録しておく、次回以降アクセスしやすくなり便利です。



中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名：省力化専売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：専売機 製造事業者番号：MK-00001016

製造事業者情報 >

製品情報 >

5

新着情報

2025.02.03

【重要】2025年2月28日（金）から中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）が変わります。制度改定の詳細については、ホームページをご確認ください。

【制度改定における注意事項】販売事業者の招待について
2025年2月21日（金）17時以降、販売事業者の招待を行うことはできません。招待を受けていても、2025年2月21日（金）17時までに販売事業者ポータルへの初回パスワード登録が完了していない販売事業者アカウントは、制度改定後に利用することはできませんので、制度改定のスケジュールをご確認いただき招待を行ってください。なお、登録まで完了せずに制度改定を迎えた事業者も制度改定後に新規登録申請することは可能です。

製造事業者登録証

製造事業者登録証

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイトポリシー・利用規約

※ 新着情報には大事なお知らせが掲載されます。定期的に製造事業者ポータルにログインし、確認するようにしてください。

5 製造事業者ポータルトップページのサイドメニュー「製品情報」をクリックし、登録されている製品一覧を開きます。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名：省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 製造事業者番号：MK-00001016

製品一覧

カテゴリ：券売機

製造事業者情報 >

製品情報 >

省力化製品番号

製品名

製品型番

業種

カタログ申請ステータス

カタログ申請編集中
 カタログ申請訂正中
 カタログ申請提出済
 カタログ登録完了
 カタログ登録不可
 カタログ登録取下げ
 カタログ登録取消

検索

総件数：3

No.	省力化製品番号	製品名	製品型番	業種	カタログ申請ステータス	ステータス最終更新日	操作
1	PD-00000389	A20-J券売機	KENTEST-A20-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業 建設業	カタログ申請提出済	2024/6/28	詳細
2	PD-00000233	A10-J券売機	KENTEST-A10-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業	カタログ申請提出済	2024/6/26	詳細
3	PD-00000390	A10-J券売機	KENTEST-A30-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業 建設業	カタログ申請編集中	2024/6/17	詳細 編集

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。

Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved.

サイトポリシー・利用規約

6 検索条件を指定して「検索」を押下してください。
条件を指定せず「検索」を押下すると登録されているすべての製品の一覧が表示されます。

「検索」を押下後すぐ下のエリアに登録されている製品の覧が表示されます。
そのほか、製品名やステータス等で絞って検索することもできます。

製品が表示されるエリア

7 カタログに掲載する製品の「編集」を押下してください。
カタログ申請情報入力画面へ遷移します。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名：省力化省力化製造事業者株式会社 製造カテゴリ：食料 製造事業者番号：MK-0001016

カタログ申請情報入力

※★印の項目はカタログに掲載される情報として公開されます

製造事業者情報 >

製品情報 >

省力化製品審査番号

工業省審査管理番号 CT0002 910003

製造事業者情報

製造事業者番号 MK-0001016

事業者名 省力化省力化製造事業者株式会社

法人番号 2120002075646

所在地 千葉県浦安市舞浜1-1

事業者URL https://www.example.com/kenbaiki/company/

事業者区分 製造事業者

所属カテゴリ情報

所属カテゴリ(★) 券売機

省力化製品の情報

省力化製品番号(★) PD-00000390

製品名称(★) A10-J券売機

製品型番(★) KENTEST-A30-J

製品概要(★) タッチパネル式自動券売機
①最大登録商品数100種類以上
②防犯アラーム搭載
③インターネットを通じて票り上げの管理が可能
④QR決済機能も標準搭載
※別添付資料がかります

製品の明細(★) [A] 主に従業員による事前オーダー方式で注文を受け付けていた飲食店等の事業者。
[B] 対象なし
※ [A] [B] については以下参照
[A] 販売単位にあたるもの
[B] 販売単位と併せて登録するシステムや周辺機器等

業種	業務領域
建設業	人事・労務管理
飲食サービス業	請求・支払 顧客対応 注文受付
娯楽業	請求・支払 顧客対応 注文受付
生活関連サービス業	請求・支払 顧客対応 注文受付

製品URL(★) https://www.example.com/kenbaiki/product-1/

記入例：000 (W) ×000 (D) ×000 (H) mm (変換単位を除く)

製品の寸法・大きさ(★)



- 省力化製品審査番号
- 製造事業者情報
- 所属カテゴリ情報
- 省力化製品の情報の一部
 - └ 省力化製品番号
 - └ 製品名称
 - └ 製品型番
 - └ 製品概要
 - └ 製品の明細
 - └ 業種・業務領域
 - └ 製品URL

上記の項目については提出済の製品審査申請書を基に、既に登録されている製品情報が表示されます。

一時保存はできません。入力を中断したい場合は、すべての必須事項に何かしらを入力し「次へ」を押下してください。「次へ」を押下後、入力内容確認画面で「提出」を押下する前までは、ページを離れても後日再編集が可能です。

製品URL (★) <https://www.example.com/kenbaki/product/>

製品の寸法・大きさ (★)

記入例：000 (W) × 000 (D) × 000 (H) mm (※詳細を抜く)

※200文字以内で入力してください。

消費エネルギー (電力、燃費等) (★)

記入例：定格 (最大) 000W 消費時 000W (50/60Hz)

※200文字以内で入力してください。

オプションの内容 (バリエーション、付属品等) (★)

記入例：スタンド、キッチンプリンタ、リキコン、鍵1セット、消音機能 (ハケ、ピンセット)、ロール紙、ロール紙押さえ、ルーター、LANケーブル

※200文字以内で入力してください。
※製品の規格には含まれていない、補助対象外経費となるオプションの内容を入力してください。

その他スペック (★)

記入例：使用通信：一万円・五千円・二千円・千円
経常収納枚数：一万円×約200枚、五千円×約200枚
新札、多言語に対応しています。

※200文字以内で入力してください。
※その他、カタログ情報として掲載しないスペックの情報を入力してください。

省力化効果

省力化効果 (★)

記入例：人材確保が非常に難しい国内の労働市場において、従来の従業員による事前オーダー方式ではなく、チケット（良券）販売機で無人化対応することで効率化を図り、店舗全体の生産性向上に貢献することが出来る。

※400文字以内で入力してください。
記入例：人手により実施している業務をロボットが代替することにより、業務の無人化が可能である。

省力化効果が出やすい状況や運用等 (★)

記入例：従来の注文方式では従業員が事前に注文を受け付け、提供後に会計を行う方式が主であったが、券売機を導入することにより注文受付と会計を無人で行うことが可能になり、省力化に大きな効果を発揮します。

※400文字以内で入力してください。

置き換えが可能となる省力化機能・性能

※置き換えが可能な機能・性能とは、
当該機能・性能を有している製品は、置き換えの申請対象となります。
※下記の機能・性能のうち1個以上を新規に有する製品のみ、置き換えとして交付申請が可能です。

機能・性能1 (★)

機能・性能2 (★)

機能・性能3 (★)

製品納入価格の実績

製品納入価格の実績 512,290.4 円

製品画像

製品画像 (★)

※画像は画像形式で入力してください。
○ファイル名 (必須)
商品ごとの省力化効果等：各ファイル名としてください。(例) PG_0001003.jpg
○ファイル形式 (必須)
JPEG形式 (.jpg・jpeg)
※画像サイズ (任意)

① 《省力化製品の情報》
■製品の寸法・大きさ
当該製品の寸法や大きさを入力してください。(200文字以内)
(例) 幅400×奥行305×高さ500(mm) など

② 《省力化製品の情報》
■消費エネルギー (電力、燃費等)
当該製品の消費エネルギーを入力してください。(200文字以内)
(例) 16W(50Hz/60Hz) など

③ 《省力化製品の情報》
■オプションの内容 (バリエーション、付属品等)
当該製品の明細には含まれてない、補助対象外経費となるオプションの内容を入力してください。(200文字以内)

④ 《省力化製品の情報》
■その他スペック
当該製品に関してカタログ情報として掲載したいスペック情報を入力してください。(200文字以内)

⑤ 《省力化効果》
■省力化効果
当該製品を導入することで期待できる省力化効果を入力してください。(400文字以内)

⑥ 《省力化効果》
■省力化効果が出やすい状況や運用等
当該製品を導入することで省力化効果が出やすい状況や運用方法について入力してください。(400文字以内)

一時保存はできません。入力を中断したい場合は、すべての必須事項に何かしらを入力し「次へ」を押下してください。
「次へ」を押下後、入力内容確認画面で「提出」を押下する前までは、ページを離れても後日再編集が可能です。

省力化効果が出やすい状況や運用等
(*)

記入例：従来の注文書と異なり、画像を添付することで、提出済の製品審査申請書を基に、既に登録されている製品情報が表示されます。

置き換えが可能となる省力化機能・性能

※置き換えが可能となる機能・性能は、
登録済・作成済している製品は、置き換える対象製品となり、
※下記の機能・性能のうち1つ以上を新規に有する製品のみ、置き換えとして登録申請が可能です。

機能・性能1 (★)

機能・性能2 (★)

機能・性能3 (★)

製品納入価格の実績

製品納入価格の実績 512,280.4 円

製品画像

製品画像 (★) [必須] [削除]

○ファイル名 (必須)
商品ごとの「商標登録番号」をファイル名にしてください。 (例) PD_0001003.jpg

○ファイル形式 (必須)
JPEG形式 (.jpg・.jpeg)

○カラーモード (必須)
RGB形式

○1ファイルあたりの容量 (必須)
2MB以下

○画像サイズ (推奨)
・解像度：72dpi以上
・寸法：500×500pix以上、800×800pix以下
・寸法比：1:1、2:1、1:2

製品の問い合わせ先

※製品の情報等に同意の内容がそのままカタログに掲載されます。お問い合わせ先は当社にて対応いたします

担当部署 (★) [必須]

担当メールアドレス (★) [必須]

担当連絡先電話番号 (★) [必須]

次へ [9]

※このサイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Rights Reserved. サイトポリシー・利用規約



■置き換えが可能となる省力化機能・性能

■製品納入価格の実績

上記の項目については提出済の製品審査申請書を基に、既に登録されている製品情報が表示されます。

必須

7

《製品画像》

■製品画像

当該製品の画像を以下の形式で1ファイルのみ添付してください。

○ファイル名 (必須) →製品ごとの「工業会審査管理番号」をファイル名にしてください。

(例) CT0007-000003.jpg

○ファイル形式 (必須) →JPEG形式 (.jpg・.jpeg)

○カラーモード (必須) →RGB形式

○1ファイルあたりの容量 (必須) →2MB以下

○画像サイズ (推奨)

・解像度：72dpi以上

・寸法：500×500pix以上、800×800pix以下

・寸法比：1:1、2:1、1:2

必須

8

《製品の問い合わせ先》

○担当部署

○担当メールアドレス

○担当連絡先電話番号 (ハイフンなし)

当該製品の問い合わせ先を入力してください。入力された情報はそのままカタログに掲載されますので、各項目ともに間違いのないよう入力をお願いいたします。とくにメールアドレスのスペルミスや担当連絡先電話番号間違いには留意してください。

9

すべての入力が完了したら「次へ」を押下してください。

入力内容確認画面へ遷移します。

一時保存はできません。入力を中断したい場合は、すべての必須事項に何かしらを入力し「次へ」を押下してください。
「次へ」を押下後、入力内容確認画面で「提出」を押下する前までは、ページを離れても後日再編集が可能です。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名：省力化省力機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 製造事業者番号：MK-00001016

カタログ申請情報確認

※本頁の項目はカタログに掲載される情報として公開されます

製造事業者情報 >

製品情報 >

省力化製品審査番号

工業省力審査番号 CT0002-910003

製造事業者情報

製造事業者番号 MK-00001016

事業者名 省力化省力機製造事業者株式会社

法人番号 [REDACTED]

所在地 千葉県清安市舞浜1-1

事業者URL https://www.example.com/venbaiki/company/

事業者区分 製造事業者

所属カテゴリ情報

所属カテゴリ（*） 券売機

省力化製品の情報

省力化製品番号（*） PG-00000390

製品名称（*） A10-J券売機

製品型番（*） KENTEST-A30-J

製品概要（*）
 タップパスコ近自動券売機
 ※最大登録商品数100種類以上
 ※防犯アラーム搭載
 ※インターネットを通じて売り上げの管理が可能
 ※QRコード決済も標準搭載
 ※別途認証がかります

製品の明細（*）
 [A]
 主に従業員による事前オーダー方式で注文を受け付けていた飲食店等の事業者。
 [B]
 対象なし
 [C] [D] についてはこちら
 [E] 詳細はこちら
 [F] 詳細はこちら

記入例：000 (W) X 000 (D) X 000 (H) mm (実測値を除く)

記入例：定格（最大） 800W 稼働時間 000W (50/60Hz)

機種・業務種

記入例：スタンド、キッチンプリンタ、リモコン、鍵1セット、海苔巻機（ハケ、ピンセット）、ロール紙、ロール紙押さえ、ルーラー、LANケーブル

※入力例：標準仕様：一万円・五千円・二千円・千円
 総取納枚数：一万円×約200枚、五千円×約200枚
 紙札、多量型に対応しています。

記入例：人材確保が非常に難しい国内の労働市場において、従来の従業員による事前オーダー方式ではなく、タブレット（食券）販売機で無人化対応することで労働力を確保し、店舗全体の生産性向上に貢献することが出来る。

製品の寸法・消費エネルギー

記入例：従来の注文方式では従業員が事前に注文を受け付け、業務中に会計を行う方式が主であったが、業務効率を高めることにより注文実行と会計を無人で行うことが可能になり、省力化に大きな効果を発揮します。

オプションの内容（リレーション、付属品等）

記入例：スタンド、キッチンプリンタ、リモコン、鍵1セット、海苔巻機（ハケ、ピンセット）、ロール紙、ロール紙押さえ、ルーラー、LANケーブル

その他スペック

記入例：使用電源：一万円・五千円・二千円・千円
 総取納枚数：一万円×約200枚、五千円×約200枚
 紙札、多量型に対応しています。

省力化効果

記入例：人材確保が非常に難しい国内の労働市場において、従来の従業員による事前オーダー方式ではなく、タブレット（食券）販売機で無人化対応することで労働力を確保し、店舗全体の生産性向上に貢献することが出来る。

記入例：従来の注文方式では従業員が注文を受け付け、業務中に会計を行う方式が主であったが、業務効率を高めることにより注文実行と会計を無人で行うことが可能になり、省力化に大きな効果を発揮します。

置き換えが可能となる省力化機能・性能

※置き換えが可能な機能・性能は、
 ※当該機能・性能を有する製品は、置き換えの対象となります。
 ※下の欄は、性能の向上により置き換え可能な製品のみ、置き換えとして交換機が対応です。

機能・性能1（*）

機能・性能2（*）

機能・性能3（*）

製品納入価格の実績

製品納入価格の実績 512,298.4 円

製品画像

111.jpg

製品の問い合わせ先

担当部署（*） 製品営業課営業担当

担当メールアドレス（*） tsirou.tanmou@abc.co.jp

担当連絡先電話番号（*） 0900000000

戻る 提出

10 すべての入力内容および添付した製品画像を必ず確認してください。

11 すべての入力内容および製品画像に間違いがなければ「提出」を押下してください。「提出」を押下するとカタログ登録申請を行い、提出完了画面へ遷移します。修正を行いたい場合は「戻る」を押下し、修正を行ってください。

！ご注意ください！

一度「提出」を押下すると、登録申請内容の変更はできません。
登録申請される内容については十分ご確認の上、「提出」を押下してください。

なお、今後一部の項目については内容の変更を受け付ける予定です。
受付が開始した際に、改めてHP等で公表します。

12 画面遷移後、提出完了の文字が表示されていれば提出は完了です。提出した製品については製品情報の製品一覧から確認することができます。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名：省力化省力機製造事業者株式会社 製品カテゴリ：券売機 製造事業者番号：MK-00001016

カタログ申請提出完了

製品のカタログ申請の提出が完了いたしました。

トップページへ

製造事業者情報 >

製品情報 >

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。

Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイトポリシー・利用規約

製品一覧の表示方法については[こちらのページ \(P.45\)](#) を参照してください。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名: 省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 券売機 製造事業者番号: MK-00001016

製品一覧

カテゴリ: 券売機

省力化製品番号

製品名

製品型番

検索

総件数: 3

No.	省力化製品番号	製品名	製品型番	業種	カタログ申請ステータス	ステータス最終更新日	操作
1	PD-00000389	A20-J券売機	KENTEST-A20-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業 建設業	カタログ申請提出済	2024/6/28	詳細
2	PD-00000233	A10-J券売機	KENTEST-A10-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業	カタログ申請提出済	2024/6/26	詳細
3	PD-00000390	A10-J券売機	KENTEST-A30-J	飲食サービス業 生活関連サービス業 娯楽業 建設業	カタログ申請編集中	2024/6/17	詳細 編集

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイトポリシー・利用規約



《製品情報の確認》

■カタログ申請ステータス

カタログ申請ステータスには、下記のステータスがあります。

- 「**カタログ申請提出済**」
→カタログ申請が完了しているもの。
- 「**カタログ申請編集中**」
→まだカタログ申請が完了していないもの。
初回ログイン時に確認した場合もこのステータスになっています。



《製品情報の確認》

■操作

- カタログ申請ステータスが「**カタログ申請提出済**」の場合
→「詳細」のみ表示され、「詳細」を押下すると提出した申請内容が確認できます。なお、編集はできません。
- カタログ申請ステータスが「**カタログ申請編集中**」の場合
→「詳細」と「編集」が表示され、「詳細」を押下すると現在の入力内容が確認できます。「編集」を押下すると入力内容の編集ができます。

中小企業省力化投資補助金 製造事業者向け

トップページ パスワード変更 ログアウト

製造事業者名: 省力化券売機製造事業者株式会社 製品カテゴリ: 券売機 製造事業者番号: MK-00001016

新着情報

2025.02.03

【重要】2025年2月28日（金）から中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）が変わります
制度改定の詳細については、ホームページをご確認ください。

【制度改定における注意事項】販売事業者の招待について
2025年2月21日（金）から、販売事業者の招待を行うことはできません。
招待を受けていても、2025年2月21日（金）17時までに販売事業者アカウントの初回パスワード登録が完了していない販売事業者アカウントは、制度改定後に利用することはできませんので、制度改定のスケジュールをご確認いただき招待を行ってください。
なお、登録まで完了せずに制度改定を迎えた事業者も制度改定後に新規登録申請することは可能です。

製造事業者登録証

製造事業者登録証

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイトポリシー・利用規約



《製造事業者情報》

「製造事業者情報」を押下すると、製品・製造事業者登録申請時の情報が確認できます。



《製造事業者登録証》

製造事業者登録証を押下すると、PDF化された製造事業者登録証がダウンロードできます。

中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)

改訂履歴

No	改訂日	改訂箇所
—	2024年5月23日	本手引きの公開
1	2024年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1-2 【中小企業省力化投資補助金】事業全体の流れ 1-3 製品・製造事業者登録の流れ 2. 製品・製造事業者の登録 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 製品登録要件 2-4 本事業における省力化製品本体価格について 3. 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> 3-1 提出書類一覧 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-1 ①製品審査申請書（工業会用） 入力の方法 4-2 ②製品審査申請書（事務局用） 入力の方法 4-3 ③納品実績報告書 入力の方法 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の方法 5. カタログ申請方法：カタログ申請方法の章を追加 6. 販売事業者の招待 <ul style="list-style-type: none"> 6-2～6-5 販売事業者の招待を追加 7. 改訂履歴：改訂履歴の章を追加
2	2024年8月9日	<ul style="list-style-type: none"> 2. 製品・製造事業者の登録 <ul style="list-style-type: none"> 2-4 本事業における省力化製品本体価格について 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-2 ②製品審査申請書（事務局用） 入力の方法
3	2024年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> 2. 製品・製造事業者の登録 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 製品登録要件（納品実績必要件数、サポート体制に関する事項） 3. 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> 3-1 提出書類一覧 <ul style="list-style-type: none"> 8.保守・サポートが分かる資料 3-4 提出書類 製造事業者の書類 <ul style="list-style-type: none"> 8.保守・サポートが分かる資料 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-1 ①製品審査申請書（工業会用） 入力の方法（納品実績の必要件数） 4-2 ②製品審査申請書（事務局用） 入力の方法（サポート体制に関する事項、宣誓事項） 4-3 ③納品実績報告書 入力の方法（納品実績必要件数） 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の方法（サポート体制に関する事項）

No	改訂日	改訂箇所
4	2024年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1-1 本事業の概要 2. 製品・製造事業者の登録 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 製品登録要件 2-3 省力化製品の登録単位について 2-4 本事業における省力化製品本体価格について 2-6 製品の置き換えについて（追加） 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-1 ①製品審査申請書（工業会用） 入力の方法 4-2 ②製品審査申請書（事務局用） 入力の方法 4-3 ③納品実績報告書 入力の方法 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の方法
5	2024年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 2. 製品・製造事業者の登録 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 製品登録要件 2-3 省力化製品の登録単位について（「製品登録に関する付属品についての確認事項」を追加） 2-6 製品の置き換えについて 3. 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> 3-2 提出書類 追加で提出を求める場合がある書類 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-1 ①製品審査申請書（工業会用） 入力の方法 4-2 ②製品審査申請書（事務局用） 入力の方法
6	2024年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> 6. 販売事業者の招待 <ul style="list-style-type: none"> 6-4 販売事業者の招待 招待の方法《招待完了》 6-6 販売事業者の招待 再招待（追加）
7	2024年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> 4. 申請書の記入方法 <ul style="list-style-type: none"> 4-5 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例（追加）
8	2025年1月7日	<ul style="list-style-type: none"> 3. 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> 3-1 提出書類一覧 <ul style="list-style-type: none"> 6.税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2） 3-4 提出書類 製造事業者の書類 <ul style="list-style-type: none"> 6.納税証明書（その1・その2） 9.販売総代理店が申請する場合
9	2025年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 補助事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> 1-1 本事業の概要 1-2 【中小企業省力化投資補助金(カタログ注文型)】事業全体の流れ 1-3 製品・製造事業者登録の流れ

No	改訂日	改訂箇所
9	2025年2月28日	2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-2 製造事業者の登録要件 2-3 省力化製品の登録単位について 2-4 本事業における省力化製品本体価格について 2-5 本事業における導入・設定費用について 3. 提出書類 3-3 提出書類 製品に関連する書類 (事務局用) (4.当該製品の納品実績を示す書類) 3-4 提出書類 製造事業者の書類 (8.保守・サポート体制が分かる資料) 4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書 (工業会用) 入力の仕方 4-2 ②製品審査申請書 (事務局用) 入力の仕方 4-3 ③納品実績報告書 入力の仕方 4-4 ④省力化製品製造事業者登録申請書 入力の仕方 4-5 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例 5. カタログ登録申請方法 5-2 カタログ登録申請方法 製造事業者ポータルログイン 5-3 カタログ登録申請方法 製造事業者ポータルトップページ 5-4 カタログ登録申請方法 情報登録の仕方 (製品一覧) 5-5 カタログ登録申請方法 製品情報の確認 5-6 カタログ登録申請方法 製造事業者情報の確認
10	2025年3月31日	2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-2 製造事業者の登録要件 3. 提出書類 3-1 提出書類一覧 2.省力化機能根拠資料 4. 申請書の記入方法 4-1 ①製品審査申請書 (工業会用) 入力の仕方 5. カタログ登録申請方法 5-2 カタログ登録申請方法 製造事業者ポータルログイン

No	改訂日	改訂箇所
11	2025年4月24日	1. 補助事業の概要 1-1 本事業の概要 (補助対象経費) 2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 2-5 本事業における導入・設定費用について 4. 申請書の記入方法 4-5 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例
12	2025年7月9日	2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件 3. 提出書類 3-1 提出書類一覧 4. 申請書の記入方法 4-5 省力化製品製造事業者登録申請書 よくある不備例
13	2025年12月4日	3. 提出書類 3-1 提出書類一覧
14	2025年12月19日	2. 製品・製造事業者の登録 2-1 製品登録要件

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料やよくある質問を確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

中小企業省力化補助金ホームページ

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

よくあるご質問

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/faq/>